

児童家庭支援センター運営事業実績報告記入要領(2021年改定版)

2016年度(平成28年度)に「児童家庭支援センター運営事業に関する基準額」が導入されました。それにより、相談件数のカウント方法を統一しなければならなくなりました。以下に、記入要領をまとめます。要領に従って算出される件数及び回数が運営事業補助基準額の件数区分の根拠となります。**2021年の改定では、訪問相談件数を2倍にして自治体に報告する内容も反映させました。**

＜基本な考え方＞

- ①原則として、他で補助金収入がある事業等については、相談件数としてカウントしないことを徹底します。
- ②児童家庭支援センター事業内容の標準化を推進するために、相談支援の件数と事業への取り組み回数を分類します。
- ③本来の基本業務である相談支援の延べ件数が伸びていくようにしていきます。
- ④本体施設を兼務する職員(センター長を含む)がいる場合、センターで行う相談支援以外の活動内容及び支援内容は相談件数としてカウントしないことを徹底します。

＜その他の用語の定義＞

※「人数と件数」については、相談者人数を特定するのに「人数」を使い、延件数を特定するのに「件数」を使う。

※「相談」とは、ケース記録に残す内容を受け付けたもの。

※「支援」とは、相談受付から電話や訪問、来所、面接や心理等で具体的に対応したもの。

※「回数」とは、相談支援以外の事業への取り組みの回数とする。

この実績報告は、まず内訳表で月別のデータを集計し、全国児童家庭支援センター運営事業実績報告書に記入してください。
厚生労働省に提出する実績は、全国運営事業費実績様式の数字をまとめて一覧にして提出します。

＜全国実績報告書様式1＞

表示①～は、取り決め事項及びポイント。※の表示はQ&Aでも説明する箇所

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
A. 相談件数	* 設置運営要綱4-(1)に該当	
1.個別相談		
(1)月別相談実人数		※実績報告書の様式1-①に該当
月別相談実人数	実際に相談を受け付けた実人数 1ケースは1人の子ども。 個人ケース記録の数に対応	①各欄に新規受理人数と継続相談人数を分けて実際に受け付けた実人数を記入する。 ②4月は前年度からの継続ケースであっても、実人数で新規受理人数に計上する。 ③ケース(子ども)が同一と判断された場合、同一年度内は継続で扱う。
新規受理人数	年度が変わり初めて相談を受け付けた実人数のこと。 ※センターで受け付ける相談の内容は、原則的に子どもと家庭に関する相談である。	①件数という表現を用いず、新規で相談を受け付けた人数として計上する。 ②同一児童及び家庭に関する相談が複数機関から寄せられた場合は、最初に受け付けた相談で新規受理人数を一件とし、以降の相談は延件数で計上する。つまり、月毎に新規受理として扱わない。(新規受理人数とは、相談を受け付けた実際の人数である。) ③匿名の相談はその都度新規に計上する。同一児童であることが特定できる場合は、継続相談と判断する。 ※兄弟・姉妹がいる家庭の、実人数の計上例 「兄弟が複数おり、その兄弟たちの安否確認のため家庭訪問を行った」場合、安否確認を必要とする兄弟全てが支援対象となるため、その児童数で計上する。 ※「兄弟が複数いる家庭から、長男の不登校について相談を受けた」場合、相談支援対象者は長男となるため、実人数は「1」として計上する。 ④該当年度に新規で利用された人数と該当年度以前に利用履歴はあるが、該当年度の利用が初回の場合には実人数「1」を計上する。 ⑤大人個人の相談受付は、その方のみを1人及び1件として扱うようにする。
(2)月別相談延件数		※対応の延べ数(対応した回数である)を計上する。※実績報告書の様式1-②に該当
月別相談延件数	相談支援対応数の総数 対応、支援の総数 ※実際に支援を行った回数のこと。	①一人のケースに対して電話、来所、訪問、心理、メール、手紙など複数の対応を行った場合に計上する。 ②件数で計上する。一つの家庭への対応が複数児童の支援となる場合、延件数も同様に各児童への支援回数として計上する。 ③親のみの相談受け付けでも子どもの相談がある場合には1件とする。 ④ショートステイ、一時保護は、センター職員がインターク支援として対応した回数を計上する。 ⑤里親支援専門相談員が行う里親支援は相談件数に計上しない。 ⑥相談が終結するのは、問題が解決したと判断されるときとする。それ以降の相談は、新規として扱うが、同一ケースの場合、年度内は継続ケースとして扱う。 ⑦一人の人に対し複数の対応を行った場合はそれぞれ1件ずつ計上する。 ※例えば、3人の子を持つ親のみの面接をした場合、子どもの話が3人に及んだ時は、3件となる(ケース記録に記録できることを前提とする)。 ※例えば、一人の子どもに対し親へのカウンセリング、子どもへのセラピー等行った場合、延べ数にてそれぞれ計上する。(実人数1、延件数2となる)

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
電話相談	電話により相談を受けたもの 電話により支援を行ったもの ※電話相談の内容は、個別相談、 関係機関からの照会及び情報提供、 ケースのマネジメントに関する関連 機関からの相談及び情報交換 (ケースに関する情報交換や支援 方針のすり合わせ等)である。 ※Webでのオンライン相談を加える	①電話における相談内容に応じて件数を計上する(話を聞いたケースの数)。 ②ケース記録に記録できる内容があるものを延べ件数として計上する。 ③日程調整は延べ件数として計上しない。 ④1回の電話相談は、新規の場合は新規相談受理で1人とし、継続の場合は継続受理で 回数に応じた人数をカウントする。 ⑤件数の実績では相談内容に応じた支援件数を計上する。 ⑥相談内容が複数のケースになる場合、延件数で個別ケースに記入できる情報として支援を行った件数を計上する。 ⑦Webによるオンライン相談を受けた場合も受付件数に加える。
来所相談	来所による相談を受けたもの 来所による支援を行ったもの	①来所により相談受付、支援を行なったもの(以下の場合)につき件数を計上する。 ②突然の来所の場合(新規受理として計上する)。 ③予約して来所する場合。 ④関係機関がセンターに来所し、相談を受け付ける場合。
訪問相談	訪問によって相談を受けたもの 訪問によって支援を行ったもの	①訪問により相談受付、支援を行なった(以下の場合)ものを計上する。(家庭及び関係機関) ②連携機関を訪問して相談を受け付ける場合。 ③直接家庭に訪問して相談・支援を行う場合。 ④援助・支援計画に沿って、安否確認を含め家庭に赴いた場合。 ⑤契約に基づく派遣で訪問先において相談を受け付けた場合。
心理療法等	受け付けられた相談を心理判定、 セラピー、カウンセリング、コンサル テーション等により、心理士が 対応したもの	①心理療法とは、心理担当者が様々な手法で相談に応じたもの(以下の場合)を計上する。 ②心理職が関わる必要があり、電話で対応した場合(電話でカウンセリングをした場合等)。 ③心理療法等が必要と判断し、心理士が支援の対応をした場合に計上する。 ④心理職が相談を受け付ける場合は、心理療法には件数としてここに計上しない。
メール相談	電子メールにて対応したもの	①支援計画があり、電子メールによって相談を受け付けたもの。(受信したものに返信した場合) ※先方からの受信について返信したら1件とする。
手紙相談	手紙による対応をしたもの	①支援計画に基づいて、手紙による相談を受け付けたもの。 ※先方からの来信に対し返信したら1件とする。
(3)相談・指導内容の種別延件数	※実績報告書の様式1-③に該当	
	☆相談種別は「別表1」に定める。 別表1に定められた分類に従って 種別を分類する。 ※この分類は、児童相談所の「相談 種別」分類表に基づいて作成され ている。(別表1を参照のこと)	①相談種別が2欄以上に該当する時は、主な相談のみに計上すること。 ②虐待は養護相談にて()で再掲するものとする。 ③ケース継続中に虐待として児童相談所に通告した場合、種別変更を行う。 ④DVで子どもに関わる相談は養護(虐待)に分類。大人のみの相談はDVに分類すること。 ※ショートステイ等は、あくまで児童家庭支援センター事業とは別個の事業であり、利用日数 等をそのままセンター事業の実績とすることは適切でない。但し事業利用に際して、その 当初に行う業務(=申込の受理及び受入施設の確保・調整等のインテーク業務)については、 1件として養護相談に計上する。
(4)相談経路別受付延件数	※実績報告書の様式1-④に該当	
	相談経路別に延件数を計上する。 経路の分類は表に従う。 ※「児童福祉施設」は、児童福祉法 第7条に定められた施設のこと である。	①相談経路が2欄以上に該当する時は、主な相談のみに計上すること。 ②大人からの相談で、子どもが関わらないものは「18歳以上本人」に分類。 ※「市町村・福祉事務所」の定義や範囲については、各市町村で異なる。各々の市町村の 組織を確認した上で、ここに計上すること。 ③里親・里子からの相談は「里親・里子」に分類する。

<全国実績報告書様式1>

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
B、児童相談所からの委託による指導	※指導委託費補助区分 ※実績報告書の様式1-⑤~⑦に該当	
(1)指導委託	児童福祉法第27条第1項2号の規定 により、児童相談所から書式・書面指 導委託として認定され依頼を受けたも ののみとする。	①児童相談所より書式・書面をもって委託されたものを計上する。 ②児童福祉法第27条第1項2号の規定により、指導委託として認定され依頼を受けたもののみとする。 ③指導委託については、Aの相談件数には計上しない。 ④実績報告書様式1の⑤には、指導委託を受けたケースへの対応延べ数を計上し、⑥の欄には 実人数を計上する。指導内容の種別は、委託内容に応じた種別を実人数で⑦に計上する。

<全国実績報告書様式2>

項目	用語の定義	* 設置運営要綱4-(2) ※実績報告書の様式2-⑧に該当
C、市町村の求めに応ずる事業	市町村より求められた事業に センターが応じたものを対象とする。 ※求められた時に技術支援及び 技術協力を行ったものを対象とする。	①市町村の求めに応じた事業名、実施回数、内容を記すこと。 ②例えば、「市主催事業に協力し、個別ケースへの助言及び支援についての技術的助言」 などが想定される。但しこの場合直接保護者から受けた相談や、事後のカンファレンス等 で各種相談機関から受けた個別ケースの相談については、別個、訪問相談として計上する。 ※但し、他に委託料・補助金等を受けて実施している事業については計上しない。

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
D、里親等への支援（相談対応以外の支援・事業等）	* 設置運営要綱4ー(4)に該当 ※実績報告書の様式2-⑨に該当	
	里親及びファミリーホーム等に 対して必要な支援（里親・里子への 個別支援以外のもの）を行ったものを 対象とする。	<p>①里親等への支援を行った場合に事業名、実施回数、内容を記すこと。 ②里親や里子に対する個別相談・支援ケースについては、「相談実人員①」「相談件数②」 に計上し、本欄には記入しない。 ③例えば、「里親研修や里親トレーニング事業の実施」「里親サロン・相互交流会・里親会 役員会等への運営協力」などが想定される。但しこの場合、事業時に直接里親や里子から受付 けた相談については、A、相談件数別個、訪問相談等として計上する。 ④例えば里親希望者が施設見学に来て意見交換した場合や、里親会での講演や研修に関し ては「里親等への支援」に件数を計上すること。 ※本様式は、児童家庭支援センター運営補助金により雇用される職員の活動実績を報告する ものです。従って里親支援専門相談員の単独活動による実績（相談件数等）や他の補助事業 で雇用される相談員の単独活動実績については記入しない。 ※但し、他に委託料・補助金等を受けて実施している事業については計上しない。</p>

E、関係機関等との連携・連絡調整	* 設置運営要綱4ー(5)に該当 ※実績報告書の様式2-⑩に該当
	<p>※事業名がある場合には、事業名と実施回数、内容を記すこと。 ①児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、連絡調整を行ったものを記入する。 ②里親支援に関することは、「D、里親等への支援」に優先記入し、本欄には記入しない。 ※例えば、「要保護児童対策地域協議会の主催する代表者会議、実務者会議、個別ケース検討 会議等への出席」や「児相、市家児相、学校等が主催するケース会議への出席や個別ケースに 関する打合せの実施」などが想定され、個別ケースの支援内容が記録できる場合には記載する。 この場合、A、相談件数で「件数」を計上し、この項目には「回数」を計上する。但し、1回のCCは その日時で複数計上せず、1回のCCとし、その中で相談を受け付けられると判断できるものを A、相談件数で「件数」として計上する。 ※施設見学で来訪した方がいる時、学校関係で学生に講義をした時、講演会の講師をした時など、 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うためではない場合には、この実績報告では 記載しないものとする。</p>

<全国実績報告書様式3>

※集計表の①～⑩は実績報告書の様式1及び様式2の該当項目と一致します。

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
⑪要綱に規定された事業回数		※実績報告書の様式3-⑪に該当
	運営要綱4ー(2)(4)(5)に該当	実績報告書の⑧⑨⑩の合計を記入する。
⑫相談件数と要綱に規定された事業回数の総合計		※実績報告書の様式3-⑫に該当
	運営要綱の該当なし	実績報告書の②と⑪の合計を記入する。
⑬訪問相談件数(実績を2倍した件数を記入)		※実績報告書の様式1の⑬の件数のうち、訪問相談件数を2倍した件数を記入する。
⑭厚労省が求める相談件数と事業回数の総合計		※訪問相談件数を2倍にした相談件数と事業回数⑫の合計を記入する。

別表1

「相談種別」の分類表(児童相談所の分類)

※厚生労働省「児童相談所運営指針」より抜粋

養護相談（虐待）	父又は母などの保護者の家出・失踪・死亡・離婚・入院・稼動・服役等による養育困難な児童。 棄児・迷子・被虐待児・被放任児・親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など環境問題を有する児童に関する相談。 養子縁組 児童虐待のおそれのある相談。 DVで子どもに関わる場合の相談。
保健相談	児童の疾患への初期対応の仕方、乳幼児初期の発達の相談。 低体重・虚弱児・内部機能障害・特定疾患・精神疾患等のある児童に関する相談。思春期の性に関する相談。
障害相談	肢体不自由相談…肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。 視聴覚障害相談…視覚又は聴覚に機能障害をもつ児童に関する相談。 言語発達障害等相談…構音障害・吃音・失語など音声や言語の機能の障害、言語発達遅滞、注意欠陥障害を持つ児童の相談。 言葉の遅れ原因が知的障害、自閉症、しつけ問題等の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。 重度心身障害相談…重症心身障害に関する相談。 知的障害相談…知的発達に遅れのある児童に関する相談。 自閉症相談…自閉症若しくは同様の症状を示す児童に関する相談。
非行相談	虞犯行為等相談…虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱など虞犯行為、問題行動のある児童。警察署から虞犯少年として指導のあった児童。触法行為があつたと思われても警察署から通告のない児童に関する相談。 触法行為等相談…窃盗、恐喝等触法行為があつたとして警察署から通告があつた児童。犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあつた児童に関する相談。
育成相談	性格行動 児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘默、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談。 不登校 学校や幼稚園、保育園に登校(登園)できない、していない状態にある児童に関する相談。 適性 しつけ 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談。 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びに関する相談。
いじめ	いじめに関する相談。
DV	DVに関わる相談で、大人のみの内容になる相談。
その他	以上のいずれにも該当しない相談。 無言電話。情報提供等。